

平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 楽天株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
(コード：4755 東証第一部)
本開示文書についての問合せ先
役 職 代表取締役副社長執行役員 最高財務責任者
氏 名 山田 善久
電 話 03-6387-1111

子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である Buy.com Inc. (現 Rakuten Commerce LLC) (米国) に対して、下記の訴訟が提起されておりましたが、平成 27 年 6 月 23 日 (米国現地時間)、第 9 巡回区連邦控訴裁判所において判決が下されましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 米国第 9 巡回区連邦控訴裁判所
 - (2) 判決日 平成 27 年 6 月 23 日 (米国現地時間)

2. 判決に至るまでの経緯

原告 Michael Ambers 氏は、Buy.com Inc. に対し、平成 25 年 2 月 5 日、Buy.com Inc. の運営するサービスにおいて、クレジットカード決済による商品購入時に、同社が商品購入者の電話番号を取得することが Song-Beverly Credit Card Act に抵触すると主張する集団訴訟を、米国カリフォルニア州連邦地方裁判所において提起しました。同年 4 月 30 日、同裁判所は、請求棄却を求める Buy.com Inc. の申立てを認め、原告の請求を棄却する判決を下しております。これに対し、Michael Ambers 氏は、同年 10 月 25 日、米国第 9 巡回区連邦控訴裁判所において、第一審の判断を覆す判決を求めて控訴していたものです。

3. 判決の内容

判決は、オンラインサービスである Buy.com Inc. による電話番号の取得につき Song-Beverly Credit Card Act が適用されないことを示し、原告の請求を棄却した第一審の判決を全面的に支持しました。

4. 当該子会社の概要

- (1) 名称：RAKUTEN COMMERCE LLC

- (2) 所在地：米国カリフォルニア州アリソ・ビエホ
- (3) 代表者：President 小林 史生
- (4) 事業内容：米国E C事業
- (5) 資本金：11 百万米ドル

5. 今後の見通し

この判決による当社の業績への影響はありません。

以 上